

公立大学法人前橋工科大学で使用する電気に関する仕様書

1. 概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 件名 | 公立大学法人前橋工科大学で使用する電気 |
| (2) 需要場所 | 群馬県前橋市上佐鳥町460番地1 |
| (3) 業種及び用途 | 大学(学校) |
| (4) 契約期間 | 平成31年 4月 1日 0時(午前 0時) から
平成33年 3月31日24時(午後12時) まで |

2. 電力に関する仕様

(1) 共有電気方法等

- | | |
|--------------|--------------------------|
| 1 共有電気方式 | 交流3相3線式 |
| 2 共有電圧(標準電圧) | 6,000ボルト |
| 3 計量電圧(標準電圧) | 6,000ボルト |
| 4 標準周波数 | 50ヘルツ |
| 5 供給方式 | 1回線受電 |
| 6 自家用発電設備 | 非常用自家発電設備100キロボルトアンペア 1台 |
| 7 蓄熱槽 | 無 |

(2) 契約予定電力及び予想使用電力等

- | | |
|------------|---------------------------|
| 1 契約予定電力 | 950キロワット (現在の契約:950キロワット) |
| 2 契約種別 | 業務用電力 |
| 3 予想使用電力量 | 別紙のとおり |
| 4 使用電力実績 | 別紙のとおり |
| 5 現在の供給事業者 | 株式会社F-Power |

(3) 電力量等の検針

- | | |
|------------|--------------------|
| 1 自動検針装置 | 有 |
| 2 電力会社検針方法 | 遠隔自動検針 |
| 3 計量器の構成 | 電力需給用複合器(通信機能付精密級) |

(4) 保安上の責任分界点等

- | | |
|---------------|--|
| 1 需給地点 | 本学の施設した第1号柱上の東京電力株式会社の架空引込線と本学の開閉器電源側接続点 |
| 2 電気工作物の財産分界点 | 上記需給地点と同じ |
| 3 保安上の責任分界点 | 上記需給地点と同じ |

3. その他仕様

(1) 検針

毎月定められた日（協議の上、検針基準日を設ける。なお、公告日時点の検針日は毎月15日）に検針を行い、実績に基づき請求を行うこと。

(2) 支払い

請求に基づき、請求月の翌月末までに口座振替により支払う。

(3) データ提供

毎月の電気使用量、最大需要電力及び請求金額について、請求時に csv 形式で大学にデータを提供すること。（専用 web サイトからのダウンロード、メールによる送付等の手段は問わない）

(4) 契約超過

大学の責めとなる理由により、大学が契約電力をこえて電気を使用した場合、大学は、契約超過電力（最大需要電力から契約電力を差し引いた値）に基本料金単価を乗じてえた金額を力率100パーセントにより割引したものの1.5倍に相当する金額を上限として、超過金を支払う。

契約超過後の契約電力の変更については双方協議の上行うこととし、基本料金単価及び従量料金単価は、契約時の金額を継続することとする。

4. その他注意事項

(1) 力率は、自動力率調整装置を設置しているため、契約期間中は100パーセントを保持する。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与える負荷設備は特に有していない。

(3) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整および仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、力率は100パーセントとし、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(4) 料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

ウ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

オ 消費税額および地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

- (5) 契約を締結した後において、経済状況及び発電費用等の変動により契約単価が不適当となった場合は、双方協議の上契約単価を変更することができる。ただし、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件の変更の場合には、上記標準供給条件に規定する単価の増減率を超えないこととする。
- (6) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業等について調整が必要な場合には、一般電気事業者と調整することとする。
- (7) 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、当方が指定する連絡先へ指示・報告ができるようにしておくこととする。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定することとする。
- (9) 本業務の契約の締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正による消費税額等の変動が生じた場合は、契約を何ら変更することなく、委託金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。

月別予想使用電力量

月	契約電力 (kW/h)	予想電力量 (kWh)	内訳	
			夏季	その他季
4月	950	148,171		148,171
5月	950	165,686		165,686
6月	950	225,434		225,434
7月	950	267,886	267,886	
8月	950	321,197	321,197	
9月	950	230,522	230,522	
10月	950	202,990		202,990
11月	950	216,480		216,480
12月	950	266,228		266,228
1月	950	270,994		270,994
2月	950	335,054		335,054
3月	950	208,751		208,751
合計		2,859,393	819,605	2,039,788

※4月～10月の予想使用電力量は、平成30年度実績としています。

※11月～3月の予想は、過年度実績、平成30年度4月～10月実績等から試算しています。

※夏季とは、毎年7月1日から9月30日までの期間とし、それ以外の期間を、その他季としています。

※7月と10月の使用期間について、実績においては、夏季・その他季が混在していますが、

入札価格算定上は、予定使用電力量の区分に従い、7月の使用電力量をすべて夏季、

10月の使用電力量をすべてその他季として算定してください。

使用電力実績

年度	月	契約電力 (kW/h)	使用電力量 (kWh)	内訳		最大需要電力 (kW)	力率 (%)
				夏季	その他季		
平成28年度	4月	900	163,070		163,070	468	100
	5月	900	148,594		148,594	432	100
	6月	900	198,586		198,586	550	100
	7月	900	228,648	106,702	121,946	737	100
	8月	900	264,593	264,593		809	100
	9月	900	220,334	220,334		629	100
	10月	900	198,720	105,984	92,736	614	100
	11月	900	198,223		198,223	566	100
	12月	900	237,466		237,466	715	100
	1月	900	231,583		231,583	689	100
	2月	900	305,520		305,520	802	100
	3月	900	186,960		186,960	576	100
平成29年度	4月	900	180,034		180,034	578	100
	5月	900	140,820		140,820	420	100
	6月	900	194,158		194,158	578	100
	7月	900	251,921	117,563	134,358	823	100
	8月	900	275,160	275,160		823	100
	9月	900	218,155	218,155		586	100
	10月	900	204,053	108,828	95,225	650	100
	11月	900	203,599		203,599	523	100
	12月	900	250,387		250,387	698	100
	1月	900	254,870		254,870	737	100
	2月	950(※1)	315,118		315,118	756	100
	3月	950	196,330			552	100
平成30年度	4月	950	148,171		148,171	473	100
	5月	950	165,686		165,686	461	100
	6月	950	225,434		225,434	583	100
	7月	950	267,886	138,740	129,146	869	100
	8月	950	321,197	321,197		962(※2)	100
	9月	950	230,522	230,522		686	100
	10月	950	202,990	102,730	100,260	571	100

 期間中における最大需要電力の最大値

※1:平成30年2月1日から950kWh

※2:一時的な超過であることから、契約電力増の予定はなし